

- 会 告 -

核医学専門技術者の今後の在り方について

理事長 渡邊 浩
担当理事 藤埜 浩一

日本核医学技術学会では、核医学専門技術者としての資質の向上と維持をはかることを目的として「核医学専門技術者認定制度」を設けてまいりました。この制度は本会独自の基準により核医学専門技術者としての知識・技術の達成度を評価し、認定することが目的であり、診療放射線技師にとっては国内最初の学術団体での認定制度となっております。一方、平成17年には、最新の核医学技術への対応、国際技術と同等性の確保等をすることで国民の福祉と社会の発展に寄与することを目的とした、本学会も参画しての日本核医学技術専門技師認定機構が立ち上がりました。そのため、本学会としましても認定機構の核医学専門技師認定取得について積極的に啓発してまいりました。しかしながら、会員ならびに他団体より本学会が2種類の技術者認定を行っていることについて不可解である、あるいは困惑するなどの意見を以前より頂戴しておりました。そのため、本学会の方針と致しましては認定機構の核医学専門技師認定をより積極的に取得されますよう会員に対しましては推奨するとともに、これまでの本学会独自の核医学専門技術者認定につきましては終息させていくこととなりました。故、下記のように、これまで本学会に多大なる貢献をされた方、核医学技術に対し多いに研鑽された方などが取得されている核医学専門技術者としての認定につきましてはこれまで通り、規定に基づきまして認定を致しますが、新規の申請受けに限りましては期限を設けて停止することと致します。並びに規定に基づく3年ごとの業績評価につきましてもある一定期間を持って申請受理を停止致します。つきましては、現在、核医学専門技術者の認定取得をご準備されている方、1000単位以上の単位取得による業績評価免除に至っていない専門技術者の方におかれましては、下記の期間内での単位取得の申請をして頂きますようお願い致します。

会員の皆様におかれましては、ご理解の上、ご了解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

核医学専門技術者の今後の在り方について

本学会として、これまで独自で認定してきた核医学専門技術者については、今後は新規申請締切り期間を設けるなどして、専門技術者認定資格制度を終息させてゆく方針とする。今後、日本核医学専門技師認定機構：核医学専門技師の認定取得をより推奨する立場をとる。

1. 核医学専門技術者の認定

本学会としては今後下記項目に記す一定の条件を満たすことで、これまで専門技術者認定資格を取得している会員については会員資格を有する限りこの資格を認定する。新規で認定資格取得を目指している会員については、下記にある一定の期間に限っては申請を受理し、認定した場合は上記同様に一定の条件を満たすことで、会員資格を有する限りこの資格を認定する。

2. 今後の新規の申請について

平成 26 年分までの業績の申請に限り、新規申請を受け付ける。
それ以降の申請は受理しない。

3. 業績評価について

平成 27 年分の業績より向こう 10 年間（平成 36 年分まで）を業績評価の申告期間に定める。
最終の申告時期となる平成 37 年 1 月では、前回からの業績評価期間が 3 年に満たなくても単位申請を受理する。
それ以降については業績評価の申告を受理しない。

4. 認定条件について

平成 36 年までは専門技術者単位取得が 500 単位以上で、規定に基づき 3 年間で 100 単位以上を認められた者、及び専門技術者単位取得が 1000 単位以上で業績評価免除の者を専門技術者として認定する。
平成 37 年以降は専門技術者単位取得が 1000 単位以上の者のみ専門技術者として認定する。

以上